

## 食育推進グッズ貸出事業実施要領

### 1. 目的

本事業は、本市が食育推進に必要なグッズ（以下「グッズ」という。）を貸出することにより、各団体・機関における食育推進を支援し、市民運動としての食育の取組みが広がることを目的とする。

### 2. 対象者

グッズの貸出を受けることができる者は、奈良市内在住及び在勤・在学の者とする。ただし、使用の目的によっては貸出を受けることができない。

### 3. 対象グッズ

別紙一覧のとおり

### 4. 貸出の申込み

グッズの貸出を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、食育推進グッズ貸出依頼書（第 1 号様式）に必要事項を記入のうえ奈良市健康医療部保健所長へ提出しなければならない。

### 5. 貸出期間

教材の貸出は、原則として 7 日間以内とする。

### 6. 実績報告

利用者は、使用后、すみやかに食育推進グッズ使用実績報告書（第 2 号様式）に必要事項を記入のうえ奈良市健康医療部保健所長に提出するとともに、貸出教材を返却しなければならない。

### 7. 費用負担

グッズの使用料は無料とする。

利用者がグッズを損傷又は紛失したときは、すみやかに奈良市健康医療部保健所長へその旨を報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、情状により、その損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

### 8. 譲渡等の禁止

貸出を受けた教材を譲渡、交換、貸し付けたりすることはできない。

### 附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 17 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。